

湘南工科大学大学院学則

令和8年4月1日

湘南工科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 湘南工科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、そ

の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本研究科の専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械工学専攻

ア 前期課程：社会に役立つ機械並びにそのシステムを開発・設計するための実践的能力を備えた専門技術者・研究者の養成

イ 後期課程：機械技術関連分野において的確な目標設定が行え、さらに新規技術の開発目標を達成できる能力を備えた高度専門的職業人の養成

(2) 電気情報工学専攻

ア 前期課程：電気情報工学におけるソフトからハードまでの広い技術範囲をカバーする実践的能力を備えた専門技術者・研究者の育成

イ 後期課程：電気情報分野において的確な目標設定が行え、さらに新技術の開発目標を達成できる能力を備えた高度専門的職業人の育成

(研究科)

第2条 本大学院に、工学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(課程)

第3条 研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、博士課程前期の課程(以下「前期課程」という。)及び博士課程後期の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

(専攻及び収容定員)

第4条 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名 \ 課程	前期課程		後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械工学専攻	9	18	3	9
電気情報工学専攻	9	18	3	9
計	18	36	6	18

第2章 管理運営

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

(研究科委員会)

第6条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 学長は、研究科委員会を招集してその議長となる。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了の認定

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第3章 標準修業年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第7条 本大学院博士課程の標準修業年限は5年とし、前期課程を2年及び後期課程を3年とする。

2 本大学院前期課程には4年、後期課程には6年を超えて在学することはできない。

(学年、学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日は、湘南工科大学学則(昭和38年4月1日制定。以下「本学学則」という。)第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。

第4章 教育方法等、研究指導及び教職員組織

(教育方法)

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位及び履修方法)

第10条 研究科の専攻別授業科目、単位及び履修方法は、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条の2 授業科目の単位数の計算方法は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における授業科目の履修及び研究指導)

第11条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議により、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の研究所を含む。以下同じ。）との協議により、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第11条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、転入学を除き、本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目の修得単位を10単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て承認することができる。

第11条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本学大学院において履修した授業科目の修得単位を8単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て承認することができる。

（教職員組織、指導教員）

第12条 大学院における授業及び研究指導は、本学の専任教員のうちから選定された者が担当する。ただし、授業に関しては、兼任講師をこれに充てることができる。

2 前項の教員の選定は、専攻からの推薦に基づき、研究科委員会で審議し、承認を得るものとする。

3 学長は、学生の入学後、研究科委員会の議を経て、指導教員を決定する。

4 大学院に必要な事務職員を置く。

第5章 課程の修了要件及び学位授与

（課程の修了要件）

第13条 前期課程の修了要件は、本大学院前期課程に2年以上在学して32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、少なくとも1編の学術論文の学外発表または公表、もしくは、少なくとも1回の学外公開作品展示を行い、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 後期課程の修了要件は、本大学院後期課程に3年以上在学し、18単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、少なくとも2編の自らが主執筆者である学術論文の学外公表を行い、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 学長は、研究科委員会の議を経て前期課程及び後期課程修了の認定を行う。

（学位の授与）

第14条 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第6章 入学、休学、復学、退学、除籍及び懲戒

(入学の時期)

第15条 本大学院の入学時期は、学年の始めとする。

2 前項のほか、後学期入学を認めることができる。

(入学資格)

第16条 本大学院前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(6) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続)

第17条 入学を志願する者は、別に定めるところにより、所定の期日までに、出願書類を提出するとともに、検定料を納入しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 学長は、入学志願者に対して別に定めるところにより選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格を決定する。

(入学の手続)

第19条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

(転入学及び再入学)

第20条 学長は、志願する専攻に欠員がある場合に限り、次の各号の一に該当する者について、研究科委員会の議を経て転入学及び再入学を許可することができる。

(1) 他の大学院から転入学を志願する者

(2) 本大学院を退学した者で再入学を志願する者

2 学長は、前項の規定により転入学及び再入学を許可した者に他の大学院又は本大学院において

履修した授業科目、単位及び標準修業年限については、研究科委員会の議を経て、その一部又は全部を通算することができる。

(休学、復学及び退学)

第21条 休学、復学及び退学については、本学学則第15条から第20条までの規定を準用する。ただし、休学期間は、学年の終わりまでの範囲とし、通算して前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることができない。

2 特別の事情により休学を継続する場合は、1年以内を限度として認めることができる。ただし、留学のために休学し、休学を継続する場合の期間は、休学開始から2年以内とすることができる。

(除籍)

第22条 学長は、次の各号の一に該当する者を研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 行方不明の届出のあった者
- (2) 第7条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第21条ただし書に規定する休学期間を超えた者
- (4) 授業料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- (5) 成業の見込みがないと認められる者

(懲戒)

第23条 懲戒については、本学学則第21条及び第22条の規定を準用する。

第7章 検定料、入学金、授業料及び施設拡充費並びにその徴収方法

(検定料、入学金、授業料及び施設拡充費並びにその徴収方法)

第24条 検定料、入学金、授業料及び施設拡充費並びにその徴収方法は、別表第1及び第2の定めるところによる。

2 授業料の免除については、別に定める。

(検定料、入学金、授業料及び施設拡充費の還付)

第25条 納入した検定料、入学金、授業料及び施設拡充費は、いかなる理由があつても返還しない。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び外国人留学生並びに研究員

(科目等履修生)

第26条 学長は、研究科の授業科目中、1科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に係る検定料及び授業料については、別表第1及び第3の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第27条 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究科の特定の授業科目を履修しようと

する者があるときは、当該大学院との協議により、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に係る検定料及び授業料は、別表第1及び第3の定めるところによる。

(特別研究学生)

第28条 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議により、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に係る検定料及び授業料は、別表第1及び第4の定めるところによる。

(研究生)

第29条 学長は、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に係る検定料及び授業料は、別表第1及び第4の定めるところによる。

(外国人留学生)

第30条 学長は、外国人で研究科に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 国費外国人留学生に係る検定料、入学金及び授業料は徴収しない。

3 前項に規定する外国人留学生以外の外国人留学生に係る検定料、入学金及び授業料については、第24条の規定を準用する。

(研究員)

第31条 学長は、本大学院において特定の事項について特定の教員と協力して研究を行うことを志願する者があるときは、支障がない場合に限り、選考の上、研究員として許可することができる。

第9章 大学院の事務組織

(庶務)

第32条 本大学院の庶務は、湘南工科大学事務局において処理する。

第10章 補則

(本学学則の読み替え)

第33条 本学学則第21条を準用する場合には、「教授会」とあるものは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年5月25日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した者については、

なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1

検 定 料

検 定 料	金 額
大学院学生	30,000円
科目等履修生	30,000円
特別聴講学生	30,000円
特別研究学生 及び研究生	30,000円

別表第 2

大学院学生

区 分	金 額	備 考
入 学 金	250,000円	本学学部から引き続き本大学院に、又は本大学院前期課程から引き続き本大学院後期課程に入学する者は半額
授 業 料	870,000円	年 額
施設拡充費	220,000円	年 額

別表第 3

科目等履修生及び特別聴講学生

区 分	金 額	備 考
授 業 料	14,000円	1 単位につき

別表第 4

特別研究学生及び研究生

区 分	金 額	備 考
授 業 料	30,000円	3か月につき

備考

- 1 別表第 1 に掲げる検定料の徴収方法は、本学学則第 1 2 条第 1 項の規定を準用する。
- 2 別表第 2 に掲げる入学金、授業料及び施設拡充費の徴収方法は、別に定める。
- 3 別表第 3 及び第 4 に掲げる授業料の徴収方法は、別に定める。